

# 福利の広場

No.176

2023年1月発行

## 公益事業 スクールコンサート

山形県教職員互助会では、公益事業として、児童、生徒の豊かな感性を育むとともに、地域文化の向上に資するため、学校施設等を会場に音楽家の演奏会を実施しています。令和4年度は、感染防止対策を徹底し、34校で実施することができました。実施校をはじめ、関係者の皆様のご努力、ご協力に感謝申し上げます。

令和5年度の実施校の募集について、1月末に所属所長あてに通知しますので、ぜひお申込みいただき、課外授業、創立記念事業、PTA文化事業等でご活用ください。



アンサンブル"だっちゃ"

米沢市立東部小学校(7月6日開催)



トリオ・アラモーレ

山形市立第五小学校(10月3日開催)

お問い合わせ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

### 〈目次〉 Contents!

表紙	公益事業 スクールコンサート	7	公金受取口座のマイナンバー情報連携が始まりました
2	公立学校共済組合 短期給付事業のご紹介	8	退職後の健康保険等について
3	互助会給付事業のご紹介	9	退職後の互助会事業について
4	公立学校共済組合の貸付のお知らせ	10	退職互助部制度のご案内
	教職員互助会の貸付のお知らせ	11	ご存じですか? 障害年金
5	美術館年会費等の一部補助を行っております!	12	ご存じですか? 育児休業取得支援給付金
	リフレッシュ補助券はお使いになりましたか?		訪問型特定保健指導の積極的なご活用を!!
6	令和4年度 健康ウォーキング事業結果発表		フルタイム勤務の再任用職員・任期付職員、
7	交通事故などにあったときは、共済組合へご連絡を		短期組合員が利用できる公立学校共済組合山形
	ジェネリック医薬品を使ってみませんか?		支部の事業について

マイナンバーカードを  
お持ちですか?

取得方法は  
こちらから▶



マイナちゃん



# 公立学校共済組合 短期給付事業のご紹介

## 公立学校共済組合の3つの事業

### 短期給付事業

病気やケガで診療を受けた時  
や、休業や災害に関する給付

### 長期給付事業

(一般組合員のみ適用)  
厚生年金、年金払い退職給付等  
の決定、支給

### 福祉事業

人間ドック等の保健事業、貸付  
事業、宿泊施設・病院の運営

公立学校共済組合は、地方公務員共済組合の一つで、組合員の皆さまが安心して仕事に取り組める環境を整えることを目的として、三つの事業を行っています。

令和4年10月の制度改正に伴い、組合員はフルタイム常勤勤務の「一般組合員」と、短時間勤務や臨時的任用職員の「短期組合員」の二つの種別になりました。その中で、組合員であれば全員が該当する健康保険に関する制度「短期給付事業」について、ご紹介します。

請求不要

**医療機関等の窓口で組合員証(被扶養者証)を提示し、  
診療を受けたときの給付**

※年齢等により、負担割合が異なります。

医療費総額



7割

公立学校共済組合が負担(給付)  
(共済組合が直接病院に支払)

3割

組合員が負担  
(病院窓口で支払)

窓口で支払った額が一定額以上になった時は、高額療養費や一部負担金払戻金、家族療養費附加金が後日自動で給付されます。



請求必要

**病気やケガをしたとき**

**療養費(家族療養費)**

治療用装具の購入や、やむを得ない理由で組合員証等を使わず医療費の全額を支払ったとき

**移送費(家族移送費)**

症状が重く緊急やむを得ず医師の指示で緊急移送されたとき

**出産したとき**

**出産費(家族出産費)**

**休業し給与が減額されたとき**

**育児休業手当金**※

育児休業を取得したとき

**介護休業手当金**※

介護休業を取得したとき

**傷病手当金**

病気やケガで休業したとき

**出産手当金**

出産に伴い休業したとき

**休業手当金**

家族の病気やケガ等の理由により欠勤したとき

**災害にあったとき**

**災害見舞金**

非常災害で住居や家財に一定の損害を受けたとき

**弔慰金(家族弔慰金)**

非常災害で死亡したとき

**死亡したとき**

**埋葬料(家族埋葬料)**

※雇用保険が適用されている場合は、ハローワークでの手続きとなります。

詳しくは公立学校共済組合山形支部ホームページ、「福利の広場 令和4年10月発行事業のあらまし(改訂版)」をご覧ください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2886

# 互助会給付事業のご紹介



山形県教職員互助会では、会員の皆さまが健康で安心して職務に専念できるよう、様々な福利厚生事業を行っています。主な給付事業は次のとおりです。請求が必要な給付金について、該当される場合は、所定の請求書に必要な書類を添えて、所属を通して請求くださるようお願いいたします。

その他、貸付事業(P4参照)、退職互助部事業(P10参照)を行っています。

請求不要

## 病気やケガをしたとき

### 会員療養見舞金・家族療養見舞金

1月1医療機関(入院、外来別)ごとに合算した額 — 3,300円

※請求が必要となる一部会員については、所属あてに別途通知しています。

請求必要

## 結婚したとき

### 結婚祝金

50,000円

## 妊娠・出産したとき

### 妊婦検診費

20,000円

### 出産見舞金

50,000円(会員)

20,000円(家族)

## 子が入学したとき

### 入学祝金<sup>※2</sup>

10,000円

※小、中、高校入学時。

## 育児休業したとき(男性) **[NEW]**

### 育児休業取得支援給付金

1日につき3,000円

※妻の産後8週間まで。

## その他休業したとき

### 傷病見舞金 掛金相当額 + 20,000円

介護休業見舞金 1日につき標準報酬日額の60%

※介護休業手当金(給付金)の支給期間を除く。

## 災害にあったとき

### 災害見舞金

45,000円~300,000円

※災害の程度により異なる。

## 退職したとき

### 退職生業資金<sup>※1</sup>

会員期間1月につき1,000円 + 割増金(0.04%)

永年勤続慰労金  
60,000円 ※会員期間20年以上のとき。

## 死亡したとき

### 会員弔慰金<sup>※1</sup>

300,000円

### 配偶者弔慰金<sup>※1,2</sup>

50,000円

### 埋葬料

50,000円(会員)

20,000円(配偶者)

10,000円(家族)

### 遺児激励金

100,000円

~300,000円

※子の年齢により異なる。

※1 再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等の会員は給付対象外となります。

※2 対象者が被扶養者ではない場合も給付対象となります。

◎詳しくは「福利の広場 令和4年10月発行事業のあらまし(改訂版)」、山形県教職員互助会ホームページをご覧ください。

山形県教職員互助会トップページ



現職会員



給付事業



お問合せ先 ☎

互助会 福利担当 023-631-5115

# 公立学校共済組合の貸付のお知らせ

## 共済組合における費用

- ★ 担保、保証人、保証料不要
- ★ お申込み、繰上げ返済における費用不要

## 利便性

- ★ 給料から自動控除
- ★ ボーナス併用選択
- ★ 一部・全額繰上返済
- ★ 職場で申込手続き

## 安心

育児・介護休業及び病気やけが等により無給休職になったときは返済猶予ができます。

### 一般貸付け

[貸付限度額] 200万円  
[年 利] 1.32%  
[返済期間] 10年以内(生活資金、借金の返済の利用は不可)



### 教育貸付け

[貸付限度額] 550万円  
[年 利] 1.32%  
[返済期間] 20年10か月以内  
※令和4年7月1日から対象教育機関が、小・中・義務教育学校まで拡大されました。



### 住宅貸付け・介護構造貸付け

[貸付限度額] 住宅:1,800万円 介護:300万円  
[年 利] 住宅:1.32% 介護:1.06%  
[返済期間] 30年以内



他にも貸付種別があります。  
再任用職員、短期組合員は貸付の対象となる種別が異なります。

お問い合わせ先 ☎ 共済組合 貸付担当 023-631-5950

# 教職員互助会の貸付のお知らせ

## 貸付利率

年 0.99%

## 互助会における費用

- ★ 担保、保証人、保証料不要
- ★ お申込み、繰上げ返済における費用不要

## 利便性

- ★ 給料から自動控除
- ★ 一部・全額繰上返済
- ★ 職場で申込手続き

## 安心

育児・介護休業及び病気やけが等により無給休職になったときは返済猶予ができます。

貸付種別 <sup>※1</sup>	申込事由	貸付限度額	償還回数 <sup>※3</sup>
生活	使い道自由	100万円	60回以内
住宅	新築・増改築・購入等	1000万円 <sup>※2</sup>	240回以内
入学	子・孫等の入学費用	200万円	60回以内
教育	子・孫等の修学費用		
自動車	車の購入		
物品購入	生活必需品の購入		
研修旅行	研修旅行の参加費用		

※1 再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等の会員は、全種別貸付対象外。

※2 住宅資金は、5年後の退職手当に200万円を加算した額が1000万円を下回る場合、その額が貸付限度額。

※3 互助会の貸付は、ボーナス償還不可。

詳細は、所属事務担当者、山形県教職員互助会ホームページまたは下記担当までお問い合わせください。

山形県教職員互助会トップページ



現職会員



貸付事業



お問い合わせ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

## 美術館年会費等の一部補助を行っております!

組合員の皆さまの心身のリフレッシュを図るため、美術館年会費等の一部補助を実施しております。

対象施設	対象会員証 (有効期限)	自己負担金 (正規会員証年会費)	同伴可能 人数
山形美術館	美術館維持会員 普通会員 (購入から1年間)	(☆) 3,000円 (5,000円)	1名
酒田市美術館	普通年間券 (購入から1年間)	(☆) 2,000円 (3,300円)	2名
土門拳記念館	普通年間入館券 (購入から1年間)	1,500円 (3,000円)	2名
到道博物館	「友の会」普通会員 (R4.4.1～R5.3.31)	1,000円 (2,000円)	1名
米沢市 上杉博物館	伝国の杜ファンクラブ (R4.10.1～R5.3.31)	(☆) 750円 (1,250円)	1名 (団体割引 で入館可)



- **対象者**  
公立学校共済組合員  
※任意継続組合員は対象外となります。
- **申請方法**  
「令和4年度芸術鑑賞支援事業助成申請書」を記入の上、郵送またはFAXでお申込みください。
- **申込締切**  
**令和5年2月15日(水)**  
(随時決定通知郵送)
- **会員証引換期限**  
**令和5年2月28日(火)**

- ◎ (☆) 互助会が発行するリフレッシュ補助券が使用可。
- ◎ 組合員1人当たり2施設まで申請可。

申込みは終了しました

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882

## リフレッシュ補助券はお使いになりましたか?

令和4年度リフレッシュ補助券 (水色、1000円券×4枚綴り)



**有効期限**  
**令和5年3月31日まで**  
早めに使おう



### 利用できる契約事業所\*

- ◎ 旅行者 ◎ 公共の宿 (県内27か所) ◎ レジャー施設 (リナワールド・クラゲドリーム館) ◎ 映画館
  - ◎ スキー場 ◎ ボウリング場 ◎ 美術館 ◎ ゴルフ場 ◎ 自転車用ヘルメット購入 他
- (公共の宿 (県内27か所) では、公立学校共済組合「保養施設等宿泊利用補助券」と併用できます。詳細については、公立学校共済組合山形支部ホームページをご確認ください。)

\* 契約事業所については、「リフレッシュ補助券の綴り」または山形県教職員互助会ホームページをご確認ください。

山形県教職員互助会トップページ

→ 現職会員

→ リフレッシュ事業



お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

# 健康ウォーキング事業【結果発表】

今年度で6回目の開催となった健康ウォーキング事業。今回は過去最多の388チームに参加いただきました。たくさんのご参加ありがとうございました。  
上位3チームを紹介します！

## ● チーム3名の歩数の合計上位3チーム ●



上位3チームには、  
カタログギフト・つや姫5kgが  
贈呈されました♪



### 県立新庄養護学校「チョンズ」 2,498,157歩

言わずと知れた【秋のウォーキング】。今年もこの季節が来ると覚醒する寄宿舎の面々！告示前にウォーミングアップを開始。スローガンは勿論“チーム力”。

今年度は、ハブニング勃発！なんと、夫婦でエントリー。互いがライバルへ。どっちが勝るか!!ひそかな闘志を抱きつつお互い顔は笑顔。何年歩いていても、新しいベストルートが見つかったり、新庄のいいところを見られたり…。おまけ付きのウォーキングとなっています。体が勝手にウォーキングを欲してしまうほど、ウォーキングの虜になってしまいました。



3年連続第1位!

黒一点の男性は、せせせと山登り。秋を存分に感じながら紅葉のパノラマを目に焼き付けました。お互いの話を聞くのが秋恒例の新養寄宿舎になっています。今年も存分に秋を感じながら、ウォーキング生活を楽しんだところです。

### ..... 鶴岡市立鶴岡第五中学校「瀬のし」 2,069,459歩



今年度、鶴岡五中としては初めてこの企画に参加しました。希望者を募り6チームでの挑戦でしたが、6チームとも1日8千歩の目標は達成できました。参加してみての感想の中で、「意識して歩こうとする気持ちが芽生えたので、短期ではなく、これからも歩くことはもちろん、なるべく体を動かすように心がけたい」という人が多かったようです。

わがチーム「瀬のし」は多少健脚に自信がある3名で1ヶ月間取り組みました。とりわけお互い声掛けをしたわけでもなく、おのおのが粛々と少しでも歩数を稼ごうと努力したと思います。2位という結果は驚くとともにとても満足しています。

来年は、チームとしてお互いに声掛けあいながら、さらなる上を目指して頑張りたいと思います。



### 鶴岡市立京田小学校「みのりスターズ」 1,987,231歩 .....

「みのりスターズ」は、スポーツ大好きバスケットボーラーと寺社仏閣を中心にしたウォークラリー愛好者とフルマラソンを世界記録と同じ時間で走った歌舞伎役者の3人組です。1日に八千歩、二万歩、三万歩と個に応じた目標を立てて臨みましたが、途中から上方修正するほど意識が高まりました。



このイベントに参加してからは、エレベーターやエスカレーターをなるべく使わず健康的に歩くようになりました。また、家族とイオンに出かけても、途中で行方不明になったり、スーパーマーケットでうろうろして万引きと間違えられないかとドキドキしたりしながら歩数を稼ぎました。さらには、オリオン座流星群を見ようと真っ暗な午前3時に散歩したり、散歩中にほっこりするようなアナグマの動画を撮ったりもできました。

おかげで健康診断の判定がよくなり、美容と健康を保てました。仲間意識を高めることもできました。ありがとうございました。

実施期間	令和4年10月1日～31日
参加者数	154所属 388チーム
目標(1人1日平均8,000歩)達成チーム数	325チーム

個人結果上位20人と、抽選で12チームに、カタログギフトが贈呈されました♪



今回は、8割超えのチームが、目標の72万歩(一人当たり1日8,000歩程度)を達成しました！これからもご自身のペースで、ウォーキングを継続していただくと幸いです。

お知らせ



## 交通事故などにあつたときは、 共済組合へご連絡を

Q → 交通事故にあつてしまった。  
病院で保険証(組合員証、被扶養者証)は使っていない?

A → 交通事故等の第三者加害行為によるケガの治療については、**原則として加害者が全額負担**することとなっています。ただし、直ちに加害者に治療費を請求することが困難な場合には、組合員証の使用が可能です。

組合員証を使用する場合は、必ず**事前**に共済組合**給付担当(023-630-2884)**までご連絡ください。必要な報告書や提出書類をお伝えします。治療費は後日、共済組合から加害者へ請求します。



なお、**公務中や通勤途中**のケガの場合、公務災害となるため、治療費は地方公務員災害補償基金から給付されることとなり、**組合員証は使用できません**。

## ジェネリック医薬品を使ってみませんか?

### ジェネリック医薬品とは?

処方される医薬品には「先発医薬品(新薬)」と「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」があります。ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分・効能・効果を持ち製造販売される安価な医薬品です。

### 処方してもらうには?

医師や薬剤師に希望することを伝え、他の医薬品との飲み合わせ等についてご相談ください。



- ・新薬より安くて経済的
- ・効き目は新薬と同等
- ・安全性も厚生労働省が承認
- ・海外では幅広く使用されています
- ・大きさ、苦みが減り飲みやすいものも
- ・目薬、塗薬、湿布薬等もあります

## 公金受取口座のマイナンバー情報連携が始まりました

「公金受取口座」とは、公的給付を受け取るためにマイナンバーと共に事前に国(デジタル庁)に登録した口座のことです(登録は任意)。

マイナンバーカードを取得のうえマイナポータルの利用登録が完了した方は、公金受取口座をマイナポータルに登録することができます。令和4年10月から、その公金受取口座を使用できる公的給付に、共済組合の短期給付が含まれることとなりました。

公金受取口座を利用できる給付金は、地方公務員等共済組合法に規定される短期給付及び附加給付、支払未済の給付、任意継続掛金の還付及び一部負担金等の返還に限られ、共済組合の貸付金、互助会の給付金及び貸付金は対象外となります。公金受取口座での受け取りを希望される場合は、業務用口座変更受付期間に所属の事務担当へお申し出ください。

公金受取口座の詳細は、デジタル庁のホームページまたは公立学校共済組合本部のホームページをご覧ください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2886

# 退職後の健康保険等について

令和4年10月1日の制度改正に伴い、公立学校共済組合の適用範囲が拡大しました。非常勤職員が共済組合に加入するなど、昨年までとは対象となる健康保険が変わっていますので、下記の【表1】【表2】を確認し、いずれかの健康保険に加入してください。

【表1】退職後の健康保険の種類

＜退職後、引き続き山形県教育委員会で任用される場合＞ 令和5年1月現在

	勤務形態	加入要件※1	該当する健康保険
再任用職員	フルタイム	2ヶ月超の任用	A (一般)
	短時間	※1	A (短期)
任期付職員	フルタイム	2ヶ月超の任用	A (一般)
	短時間	※1	A (短期)
臨時的任用職員	—	2ヶ月超の任用	A (短期)
会計年度任用職員	フルタイム	2ヶ月超の任用	A (短期)
	パートタイム	※1	A (短期)※5
任用期間の見込みが2ヶ月以内の場合や、共済加入要件※1を満たさない場合			B, C, D いずれかを選択

※1 共済短期組合員加入要件

- ・週20時間以上の勤務
- ・月額賃金88,000円以上
- ・任用期間2ヶ月超の見込み
- ・学生ではない
- ・公立大学法人の短時間勤務者は、要件を満たさない場合があります。

＜退職後、山形県教育委員会では任用されない場合＞

	社会保険加入要件※2	該当する健康保険の種類
民間企業等へ再就職する	満たす	E
	満たさない	B, C, D いずれかを選択
再就職しない・自営業等	—	B, C, D いずれかを選択

※2 社会保険加入要件

- ・週20時間以上の勤務
- ・月額賃金88,000円以上
- ・勤務期間2ヶ月超の見込み
- ・学生ではない
- ・適用事業所規模101人以上 など

【表2】健康保険の内容

	A 共済組合の組合員 (一般・短期)	B 共済組合の任意継続組合員※3	C 国民健康保険の被保険者	D 健康保険等に加入している家族の被扶養者※4	E 健康保険の被保険者
掛金 (保険料)	標準報酬月額に掛金 (保険料) 率を乗じて算出された額	退職時の標準報酬月額を基に算出された額	前年の収入をベースに算出された額	負担無し	就職先の健康保険で定められた額
医療費自己負担割合	入院・外来とも3割 ※70歳～74歳は2割 (現役並所得者は3割)				
給付内容	現職と同じ	現職とほぼ同じ (休業に係る手当金等は支給対象外)	附加給付が無いなど、健康保険や共済組合より少額になることがある	加入先の健康保険等により異なる	
人間ドック・婦人がん検診	現職と同じ	適用なし	国民健康保険の取扱いによる	加入先の健康保険等により異なる	
特定健康診査	現職と同じ	共済組合からの受診券で、自治体等の健診を受診	国民健康保険の取扱いによる	加入先の健康保険等により異なる	
手続き先	各所属の共済事務担当 (組合員証は短期組合員の一部を除きそのまま使用可)※5	共済組合山形支部 (退職時の所属所を通して加入申請)	お住まいの市町村窓口 (共済組合の資格喪失証明書が必要)	家族を通して勤め先の担当へ相談	就職先の健康保険担当

※3 任意継続組合員になるには、退職の前日までに継続して1年以上組合員であること等の要件があります。制度改正により組合員になった方は、9月末までの社会保険加入期間も含まれますので、所属の事務担当に要件を満たすかどうかご確認ください。

※4 被扶養者認定の基準は家族が加入している健康保険によって異なります。収入等によっては被扶養者になれない場合もありますので、ご注意ください。

※5 パートタイム会計年度任用職員は、組合員番号が変わるため新しい組合員証になります。

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2886



# 退職後の互助会事業について

退職後の互助会事業の適用の有無(有:○、無:×)については、次のとおりです。

なお、「退職互助部制度」についての詳細は10ページをご覧ください。

事業内容 ※令和4年度事業を掲載しています。		現職 会員	再任用会員 (左ページ A)	有期限 任用会員 (左ページ A)	共済組合 任意継続組合員 (左ページ B)	国民健康保険・ その他の健康保険 (左ページ C ~ E)		
掛金の 納入	一般給付事業掛金	○	○	○	×	×		
	厚生福祉事業掛金		×	×				
	退職給付事業掛金						○	
	退職互助部事業掛金(退職互助部現職加入者の場合)						○	
給付金	会員療養見舞金	○	○	○	×	×		
	妊婦検診費							
	介護休業見舞金							
	遺児激励金							
	結婚祝金							
	入学祝金							
	傷病見舞金							
	家族療養見舞金							
	出産見舞金							
	育児休業取得支援給付金							
	災害見舞金							
	埋葬料							
	退職生業資金						退職時給付	退職時給付
	永年勤続慰労金						×	×
	会員弔慰金						×	×
配偶者弔慰金	×	×						
貸付事業	○	×	×	<b>&lt;特別加入者の資格要件&gt;</b> ◆ 退職互助部現職加入者*が50歳以上で退職したとき ◆ 退職互助部事業掛金を300回納入済であること ※「退職互助部現職加入者」とは、35歳以上の現職会員で、任意で加入された方をいいます。				
その他	モンテディオ山形等の観戦チケットの斡旋	○	○		○			
	リフレッシュ補助券の交付							
	法律相談							
	会員証割引事業							
退職互助部事業	弔慰金(退職互助部現職加入者の場合)	○	×	○	×	×		
	療養補助金	×	特別加入者の資格を取得した場合、適用となります。					
	長寿祝金							
	献花料							
	施設利用補助		○	○	○	○		
	スポーツ観戦、観劇チケット等の斡旋		○	○	○	○		
	人間ドック受診料の補助		○	○	○	○		
法律相談	○		○	○	○			
会員証割引事業	○	○	○	○				

お問合せ先 ☎ 互助会 厚生担当 023-631-5115

# 退職互助部制度のご案内

互助会では、「退職互助部制度」を設け、教職員の皆さんが退職後も健康で安定した生活が送れるよう、医療費補助等の事業を実施しています。

退職互助部制度は35歳以上の会員が加入できる任意加入の制度です。

加入後退職されるまでは現職加入者として毎月の給料から掛金を納めていただき、退職時に特別加入者の資格を取得することで医療費補助等を受けることができます。

今年度末に退職される現職加入者の皆さんには、オンライン方式の「退職予定者説明会」により特別加入者の資格取得手続きについてご案内します。是非ご加入ください。

## 献花料

### ■ 給付額

- 60歳に達した月以前の死亡  
退職互助部事業掛金納入総額の9割の額
- 60歳に達した翌月以後1年未満の死亡  
100,000円
- 60歳に達した翌月以後1年以上3年未満の死亡  
50,000円
- 60歳に達した翌月以後3年以上の死亡  
5,000円

## 長寿祝金

### ■ 給付額

- 数え年88歳を迎えたとき 30,000円

## 療養補助金

### ■ 給付期間

60歳に達した翌月から75歳に達する月まで

### ■ 給付額

自己負担額 - 2,000円 - 1,000円未満の端数

1か月1医療機関(入院・外来別)の  
保険適用窓口支払額

- ※自己負担額が3,000円以上の場合が対象です。
- ※給付限度額は1件あたり69,000円となります。
- ※医療保険各法等における附加給付額がある場合は自己負担額から控除します。

## 会員証割引事業

## 会報誌の発行

## 支部独自事業

## 法律相談事業

契約弁護士に日常生活を営む上で発生する諸問題を相談するときの相談料(通常30分5,000円)を無料

## 健康増進事業

- 生涯学習サポート事業
- ゴルフ場利用補助事業・スキー場利用補助事業
- スポーツ観戦補助事業
- 芸術鑑賞補助事業

## 施設利用補助事業

### ■ 補助額

契約施設(県内27施設)に宿泊するとき  
1泊2,000円

## 健康診断補助事業

### ■ 補助上限額

50,000円(実費の範囲内で1回限りの給付)

## 脱退一時金

現職加入者が50歳未満で退職したとき、又は現職加入者が50歳以上で退職し、特別加入を希望しないときは、納入した退職互助部掛金相当額を支給します。

88歳

75歳

60歳

特別加入

退職

脱退

現職加入

35歳

採用

該当する年齢の方に加入のご案内を差し上げておりますので、是非ご加入ください。

※上記事業については令和4年度の内容です。

お問合せ先 ☎ 互助会 厚生担当 023-631-5115

# ご存じですか？障害年金

## ○ 障害年金とは(短期組合員も該当※)

公的年金の加入中に初診日のある病気・ケガで障害の状態になったときには、「障害基礎年金」や「障害厚生年金」を受給することができます。※初診日に加入していた年金の種類により請求先が異なります。

平成27年10月以降は、在職中であっても障害厚生年金を受給できるようになりました。

**受給要件** 障害年金を受給するには次のすべてを満たす必要があります。

- ① 厚生年金被保険者期間に初診日があること
- ② 障害認定日または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること

### ① 障害認定日とは

障害認定日とは、障害の原因となった病気やケガの「初診日」から1年6か月経過した日をいいます。初診日とは、病気にかかり、又は負傷した者が、その傷病について初めて医師等の診断を受けた日をいいます。

→ 障害年金では、「初診日」をカルテや証明書等で確定することが何よりも重要です！

### ② 障害厚生年金

**要件** 障害認定日又は障害年金請求日において、障害等級<sup>※1</sup> 1級・2級・3級に該当していること。

**年金額** 「1級」… 報酬比例の年金額<sup>※</sup>×1.25 「2級・3級」… 報酬比例の年金額<sup>※</sup>

※1級・2級については、配偶者の加給年金額(223,800円)が加算される場合もあります。

※報酬比例の年金額については、ご自身の「ねんきん定期便」で確認してください。

障害等級1級	障害等級2級	障害等級3級
障害厚生年金 (配偶者の加給年金)	障害厚生年金 (配偶者の加給年金)	障害厚生年金
障害基礎年金 (子の加算額)	障害基礎年金 (子の加算額)	最低保証額 583,400円



### ③ 障害基礎年金

**要件** 障害認定日又は障害年金請求日において、障害等級<sup>※1</sup> 1級・2級に該当していること。

**年金額** 「1級」… 972,250円 「2級」… 777,800円 (令和4年度の額)  
子<sup>※2</sup>の加算額 「1人目・2人目」… 各223,800円 「3人目以降」… 各74,600円

※1 年金の障害等級は、身体障害者手帳の等級と関連はありません。

※2 子とは、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子または20歳未満で障害等級1級または2級の障害者のこととなります。

## ○ 障害年金の請求手続き

所属の事務担当者を通じて、山形支部年金担当までご連絡をお願いします。

連絡内容に基づいて、認定に必要な書類を送付しますので、添付書類と合わせて提出してください。

認定結果については、組合員の方のご自宅に送付される年金証書によりご確認ください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 年金担当 023-630-2887

ご存じですか？

## 育児休業取得支援給付金

### 令和4年9月スタート！

互助会から「育児休業取得支援給付金」が支給されます。

男性の育児休業を  
もっと応援！



#### <対象者>

妻の産後8週間において育児休業を取得した**男性会員**

#### <給付対象期間>

当該育児休業期間(最大8週間)

#### <給付額>

1日につき3,000円(ただし、土日を除く)

※「育児休業手当金 育児休業取得支援給付金(互)請求書」を使用していただき、育児休業に係る辞令の写しを添付のうえ、「育児休業手当金」とあわせて所属を通して請求してください。(国家公務員法及び雇用保険法が適用となる所属については、「育児休業取得支援給付金」のみ請求してください。)

お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

## 訪問型特定保健指導の積極的なご活用を！！

『特定保健指導の利用券をもらったけど、  
忙しくて、病院へ保健指導を受けに行く時間がない…』



そんな皆さまのために、専門家(保健師や管理栄養士)による所属への訪問、または遠隔面談を通して、生活習慣改善の実践的なアドバイスや計画づくりを行い、電話やICTメールによりフォローアップを行う訪問型特定保健指導を実施しています。(組合員本人のみ対象)

対象となった方には、委託先【SOMPOヘルスサポート株式会社】から令和5年6月までに所属を通してご案内のお電話をいたしますので、この機会をぜひ利用し、脳卒中や心臓病、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう！

◎ 詳細は、特定保健指導利用券送付時の通知文書または当支部ホームページをご覧ください。

山形支部トップページ ➡ 特定健康診査・特定保健指導の手続き

- ◎ 訪問型特定保健指導については、委託先において新型コロナウイルス感染予防対策をとったうえで実施しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染の状況等により、本事業を中断する場合があります。
- ◎ 特定保健指導や個別冊子の配付などの健康管理事業の実施に当たり、組合員の健診結果等の個人情報については、当共済組合本部と委託先との契約に基づき委託先へ提供しております。その管理については、当支部・委託先ともに法令を遵守し厳重に行っております。



お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882

## フルタイム勤務の再任用職員・任期付職員、 短期組合員が利用できる公立学校共済組合山形支部の事業について

フルタイムで勤務されている再任用職員・任期付職員の公立学校共済組合員種別は、一般組合員となります。貸付事業のご利用は高額医療貸付、出産貸付及び特別貸付のみとなりますが、それ以外の事業につきましては、これまでと変わらずご利用いただけますので、引き続きご利用ください。なお、事業の詳細につきましては、福利の広場 令和4年10月発行事業のあらまし(改訂版)をご覧ください。

また、令和4年10月の制度改正に伴い短期組合員となった方は、長期給付事業を除く同様の事業をご利用いただけます。

お問合せ先 ☎

共済組合 健康管理担当 023-630-2882・2816  
貸付担当 023-631-5950